

高島市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年12月18日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 澤本 長俊

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名称 公益社団法人びわ湖高島観光協会
代表者 会長 前川 為夫
所在地 高島市新旭町旭一丁目10番地1
所管部局 商工観光部 観光振興課

第2 監査期間

平成30年8月30日から平成30年12月13日まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、平成29年度および監査時点において執行した補助金および指定管理料等に係る出納その他事務

第4 監査の主な着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

- ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱は整備されているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部局関係

- ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

第5 監査の方法

財政援助および指定管理施設の管理運營業務に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の事務所および指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 法人の概要

1 目的（観光協会定款より）

高島市の恵まれた観光資源の開発と観光施設の充実、観光客の誘致に努め観光事業の健全な発展を期するとともに、観光を通じて高島市の産業経済の伸展と文化の振興に寄与することを目的とする。

2 組織

役員 20人（会長1人、副会長3人、理事14人、監事2人）
〔平成30年5月28日現在〕

職員 28人（正規職員11人、嘱託職員1人、臨時職員16人）
〔平成30年7月28日現在〕

3 事業の概要

- (1) 観光資源の開発および保全
- (2) 観光施設の整備および運営
- (3) 観光物産宣伝および観光客の誘致
- (4) 観光および物産振興事業の企画および立案
- (5) 観光および物産に関する調査研究
- (6) 物産等の開発・普及および販売
- (7) 観光案内所の設置および運営
- (8) 旅行業
- (9) その他目的達成に必要な事項

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

名称	琵琶湖周航の歌資料館
目的	市街地におけるまちなみ保全および地域資源を活用したまちづくりの活動施設として、住む人々と訪れる人々が交流を深め、あわせて地域の活性化と産業の振興を図る。
所在地	高島市今津町中沼一丁目5番地7
施設規模	構造：鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積：489.12㎡ 床面積：1階 218.18㎡ 2階 110.76㎡
施設内容	展示コーナー、展示室、会議室、事務室、駐車場6台分
指定管理者制度導入	平成20年4月1日から
現指定管理期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
指定管理料	平成30年度：5,552,000円/年
募集方法	公募

2 施設の業務

- (1) 高島市まちなみ交流施設の設置および管理に関する条例第3条
 - ①交流施設の資料の紹介、展示、情報発信等に関する業務
 - ②活動交流を図るための施設の提供に関する業務
 - ③前2号に掲げるもののほか、交流施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- (2) 琵琶湖周航の歌資料館の管理運営に関する基本協定書第7条第1項
 - ①施設の運営に関する業務
 - ②施設および設備の維持管理に関する業務
 - ③その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務
 - ④前各号に掲げるもののほか、必要と認める業務

3 指定管理業務に従事する者の状況（平成30年度）

施設長 1人（施設管理運営全般）

臨時職員 2人（施設管理、自主事業担当）

4 施設の運営状況

(1) 入館料等

①入館料は無料

※全ての来訪者に等しく施設を利用していただく機会を提供するため入館料は無料とし、入館者数の増加により自主事業である物産販売の売上げを伸ばし、この収入を管理経費に充てるとのことであった。

②会議室（1時間）300円

(2) 開館時間等

①開館時間 午前9時から午後5時まで

②休館日 月曜日（この日が祝日に当たるときには、その翌日以後の休日でない日）および12月28日から翌年の1月4日までの日

(3) 入館者数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(人)
平成27年度	2,510	2,190	1,540	1,070	1,439	1,655	1,854	1,619	758	508	721	1,179	17,043
平成28年度	2,406	1,513	996	955	1,457	1,028	1,615	1,339	440	405	535	1,310	13,999
平成29年度	2,336	2,042	2,280	1,980	1,977	2,090	1,410	1,753	678	458	576	1,273	18,853

5 指定管理業務の実施状況（平成30年度総会資料等により）

(1) 交流施設の資料の紹介、展示、情報発信等に関する業務

(2) 活動交流を図るための施設の提供に関する業務

(3) 交流施設の設置の目的を達成するために必要な業務

①各種イベントの開催

○新緑のミニコンサートの開催

1階展示室において歌手 Lefa(リーファ)を迎え、周航の歌などのコンサートの実施
特別出演（よし笛奏）

開催日：5月14日、入館者数54人

○記念特別展示の開催

作詞者・原曲者のゆかりの資料を特別展示の実施
琵琶湖周航の歌カレンダーの切り絵原画展の実施

開催期間：6月1日から6月30日まで

○夏休み企画こどもクイズの実施

開催期間：7月22日から8月31日まで

○早春のミニコンサートの開催

1階展示室において歌手 Lefa(リーファ)を迎え、周航の歌などのコンサートの実施
開催日：1月21日、入館者数44人

②各種イベントへの協力

- 周航の歌開示100周年記念事業
今津まち歩きイベント受付業務の実施
開催日：6月24日
場所：JR近江今津駅
 - 琵琶湖周航の歌音楽祭合唱コンクールの会場において、物産の販売や琵琶湖周航の歌資料館への誘客を図った。また、琵琶湖周航の歌100周年を祝う高島市民の会の関係のグッズ（Tシャツ、絵葉書、クリアファイル）の販売の実施
開催日：6月25日
場所：高島市民会館
 - 滋賀県主催の「びわ湖の日」びわ湖の恵み再発見！啓発ブースを設置
啓発展示パネル、琵琶湖地図マット等の設置
開催期間：6月1日から7月2日まで
場所：資料館2階展示室
 - 関西夏のCOOL CHOICEへの協力
滋賀県省エネ、節電クールシェアの実施
開催期間：7月1日から9月30日まで
 - 江若交通による夏休み限定子どもプロジェクト！路線バスでビワイチへの協力
こどもクイズの実施、特典協賛
開催期間：8月1日から8月31日まで
 - 冬の関西1ディパスへの協力
1ディパス提示の来館者に粗品を進呈
開催期間：12月14日から2月25日まで
- ③市内小中学生の訪問学習（6月）や県内小学校2校の訪問学習（10月）の受入れ
- ④普及活動（琵琶湖周航の歌100周年講演会）
- 講演テーマ「琵琶湖を歌う」
開催日：7月30日
場所：立命館大学びわこ・くさつキャンパス、参加者数130人
 - 講演テーマ「歌の誕生から100周年を迎えるまで」
開催日：11月3日
場所：大津市富士見公民館、参加者数100人
 - 講演テーマ「歌い継がれる魅力」
開催日：11月14日
場所：今津東コミュニティーセンター、参加者数95人
 - 講演テーマ「琵琶湖周航の歌資料館」
開催日：11月25日
場所：京都大学、参加者数500人
 - 講演テーマ「歌い継がれた若い二人の名曲」
開催日：1月26日
場所：滋賀県教育会館、参加者数63人

○「琵琶湖周航の歌」湖上ガイド

開催日：3月6日

航路：大津港から今津港、参加者数24人

(4) 施設の運営に関する業務

① 1階展示スペースの充実

○作詞者および原曲者の新たな資料パネルを各5枚ずつ作成し展示

② 2階展示スペースの充実

○周航の歌にまつわる展示のほか休憩スペースを設置

○琵琶湖との関連により琵琶湖汽船の備品を展示

③物産の販売

○周航の歌関連グッズのほか、高島市の特産品を販売

(5) 施設および設備の維持管理に関する業務

①施設内展示物や施設設備の目視点検の実施（開館日）

②施設内の清掃の実施（開館日）

③施設窓ガラスの清掃の実施

④施設周辺の清掃、草刈りの実施

⑤積雪時の施設屋上や周辺の除雪の実施

⑥消防設備の点検の実施

⑦駐車場内防火水槽の保護確認の実施

⑧備品の点検整備の実施

6 収支の状況

(1) 指定管理業務および自主事業

平成29年度における指定管理業務の収支状況は、収入合計額9,564,712円に対し、支出合計額は同額の9,564,712円となっているが、指定管理料5,658,000円と物産振興収入、受託販売手数料収入、雑収入との合計2,114,737円とを合わせた収入額に対して、支出合計額とは1,791,975円の差額（赤字額）があり、この差額は指定管理者が他の会計から繰入れをしている。

指定管理業務等に係る収支決算状況

(単位：円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
収入の部				
物産振興収入	940,856	995,306	1,548,665	物産仕入れ販売額
売店受託販売手数料収入	498,768	336,046	515,305	
指定管理料	5,658,000	5,658,000	5,658,000	
負担金収入	15,200	0	0	
雑収入	11,440	13,874	50,767	
他会計振替	929,400	1,568,318	1,791,975	他会計より繰入
計	8,053,664	8,571,544	9,564,712	
支出の部				
旅費交通費	24,126	2,274	1,310	
通信運搬費	189,860	185,370	215,072	
消耗品費	68,835	209,390	178,881	
修繕費	31,000	39,960	161,352	
印刷製本費	48,600	80,000	80,000	
広告宣伝費	0	30,240	30,240	
燃料費	17,261	14,295	13,924	
光熱水料費	932,498	943,461	1,141,863	
賃借料	67,646	76,668	77,729	
保険料	2,830	7,770	2,830	
負担金	3,000	13,000	3,000	
委託費	231,120	231,120	263,520	
支払手数料	1,134	1,134	1,242	
租税公課	128,200	184,600	262,267	
仕入	638,744	676,501	1,139,132	
給料手当	3,620,800	3,705,974	3,719,264	
臨時雇賃金	1,471,445	1,567,540	1,689,180	
福利厚生	576,565	602,247	583,906	
計	8,053,664	8,571,544	9,564,712	

第8 団体に対して支出した補助金、指定管理料

平成29年度および平成30年度監査時点において、市が団体に対して支出した補助金等は次のとおりである。

1 補助金

補助金名称（事業名）	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
高島市地域産業創造事業補助金 (観光協会等活動事業)		124,145,269	109,264,000	74,864,000	
観光協会等運営事業	H29	58,590,947	53,759,000	20,000,000	H29.6.20
				20,000,000	H29.9.5
				10,000,000	H29.12.5
				3,759,000	H30.5.18
	H30	60,349,000	53,700,000	20,000,000	H30.6.5
観光振興推進事業 (熱気球琵琶湖横断開催事業)	H29	211,587	105,000	105,000	H30.3.30
観光振興推進事業 (アウトドアイベント開催事業)	H29	1,779,838	800,000	800,000	H30.3.26
観光情報発信事業 (広域連携推進事業)	H29	487,897	200,000	200,000	H30.5.18
	H30	415,000	200,000	0	
観光情報発信事業 (ホームページ更新事業)	H30	2,311,000	500,000	0	

2 指定管理料

年 度	指定管理料(円)	支出済額(円)	支出年月日
平成29年度	5,658,000	3,000,000	H29.6.30
		1,000,000	H29.9.15
		1,000,000	H29.12.15
		658,000	H30.3.26
平成30年度	5,552,000	3,000,000	H30.6.29

3 団体に対する公金支出の根拠

(1) 補助金

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市地域産業創造事業補助金交付要綱

(2) 指定管理料

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市まちなみ交流施設の設置および管理に関する条例
- ・ 高島市まちなみ交流施設の管理運営に関する規則

第9 監査の実施日

平成30年11月13日

第10 監査の結果

監査の結果、補助金および指定管理料等に係るもので出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

1 所管部局関係

(1) 地域産業創造事業補助金交付要綱について

補助金交付要綱第3条第1項では、補助事業の内容を変更する場合の変更承認について規定しているが、軽微な変更に関してはこの手続きが取られていなかった。事業内容の変更承認を要しない軽微な変更まで承認の必要はないと思われるので、その旨を補助金交付要綱で規定するなど、適正な事務に努められたい。

(2) 補助金交付事務について

補助金実績報告の補助対象経費の中に、補助対象外となる経費が散見された。結果としては、補助金交付額に影響はないが、観光協会から提出された実績報告書の確認が十分とは言えないことから、適正な補助金交付事務に向けて、提出書類の確認体制を強化されたい。

(3) 指定管理施設に係る備品の管理について

基本協定書に記載された備品の管理状況を確認したところ、備品シールによる管理が十分でなく、一部の備品は備品リストに記載された設置場所とは異なる場所にあった。こうしたことが起こらないよう指定管理者に対する指導を強化するとともに、適切な備品管理に取り組まれない。

(4) 指定管理施設に係る管理運営業務の履行確認について

基本協定書第12条では、施設を代表し管理監督を担う責任者を報告することとなっているが、書面による報告ではなく、口頭により報告を受けているとのことであった。

また、同協定第22条による月次事業報告書が提出されていたが、管理経費の収支状況が記載されていないなど、基本協定書に基づく管理運営の確認が十分とは言えないことから、基本協定に基づく適正な事務処理となるよう改められたい。

(5) 指定管理施設の管理運営に関する基本協定書について

平成30年1月18日に締結された基本協定書から観光協会代表者の肩書が会長から代表理事に変更されたことにより、印影と肩書との相違が見られる。法人登記による変更との説明であるが、定款には会長をもって法人法上の代表理事とするとの規定があることから、考え方の整理をされたい。

2 団体および指定管理者関係

(1) 貸借対照表の金額記載誤りについて

貸借対照表（平成30年3月31日現在）に記載された現金預金の残高を確認したところ、記載された現金預金の残高と諸帳簿との残高が一致していなかった。これは、貸借対照表の数字の確認が十分でないことによるものであるが、平成30年度通常総会において、貸借対照表が計算書類として承認されていることを考えると、重大な誤りといえる。こうした誤りを防止するため、書類の確認方法を見直し、適正な事務処理をされたい。

(2) 退職給付引当金の経理について

退職給付引当金は、観光協会経理規程第35条第1項第2号により特定資産として整理すると規定されているが、特定資産として整理がされていなかった。こうしたことのないように経理規程を遵守し、適正な経理事務に努められたい。

(3) 収支月計表の作成および物品の管理について

観光協会経理規程第30条では、出納責任者は毎月5日までに前月分の現金、預金の収支月計表を作成し、経理責任者に提出すると規定され、また、同規程第47条では、消耗備品について固定資産に準じて備品台帳を設けて記録および整理をすることと規定されているが、備品台帳の作成など規定と実務の合っていないところが見受けられたことから、経理規程に基づく事務となるよう改められたい。

(4) 小口現金による支払い処理について

観光協会等運営事業に係る経費の支払方法や証拠書類を確認したところ、消耗品の購入など少額な経費の支払いにおいて、職員による立替払いが日常的に行われていた。

観光協会経理規程第26条では、小口現金による現金払いが規定されていることから、経理規程に基づく適正な支払い処理となるよう改められたい。

(5) 事業の効果的な推進について

JR 駅観光案内事業やびわ湖高島着地型観光推進事業を市からの受託事業として取り組んでいることから、平成30年度通常総会資料には事業実績等が記載されているが、観光協会の主な事業の一つであることを考えると、十分な事業の効果測定がされているものとはいえない。観光協会運営事業等補助金と並び観光協会の運営を支える事業であるとの認識のもと、今後の観光行政の一翼を担う事業となるよう事業実績の分析を行い、より効果的な事業実施に努められたい。

(6) 指定管理業務に係る専用口座について

基本協定書第30条では、管理運営業務に固有の口座を開設し、その収入および支出を適切に管理するよう規定しているが、専用口座の預金通帳を確認したところ、指定管理料が他の口座に入金されていた。また、コピー代や講師謝礼に係る収入が、書類手続きのみで専用口座へ入金されずに、小口現金に充てられていた。このため、管理運営業務に係る収入および支出は専用口座で取り扱うよう改められたい。